

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 4 第 1 項の規定により、県営土地改良事業（農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業））外記地区の計画を定めたので、同条第 4 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により審査請求をすることができます。審査請求書は、令和 5 年 7 月 12 日までに佐賀県東部農林事務所（842-0007 神埼市神埼町鶴 3456 番地 5）に提出してください。

令和 5 年 5 月 30 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業））外記地区の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

令和 5 年 5 月 30 日から令和 5 年 6 月 27 日まで

3 縦覧の場所

上峰町役場